

「かしわざき子育てガイドブック」の協働発行に係る協定書

柏崎市（以下「発注者」という。）と●●●●（以下「受注者」という。）とは、住民サービスの向上及び地域社会への貢献を図るため、「かしわざき子育てガイドブック」（以下「子育てガイド」という。）の発行に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、官民協働の精神に基づき、協働して子育てガイドを制作し、受注者より発注者に納入するものとする。発注者が確認の上受領することにより、この協定に基づく各々の役務を完了する。

2 発注者及び受注者は、この本協定の内容を誠実に履行しなければならない。

3 受注者は本協定の履行に関して、発注者から必要書類の提出、意見の陳述等を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。

（子育てガイドの制作等）

第2条 子育てガイドの発行年月、規格、数量等は、別紙仕様書のほか、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。

2 発注者又は受注者の都合により仕様を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議の上、仕様の変更ができるものとする。ただし、費用等が発生する場合は帰すべき各々が負担する。

3 発注者は、子育てガイド制作に係る必要な情報を受注者に提供するものとする。

4 受注者は、子育てガイドに広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）を募り、子育てガイドを制作するものとする。

5 受注者は、子育てガイドの制作に要する費用を負担するものとする。ただし、発注者が受注者に提供する情報作成費用は、発注者の負担とする。

6 発注者は、子育てガイドに掲載する情報や広告に対し、検査を行い承認するものとする。

7 子育てガイドの校正作業は、発注者及び受注者が協力して行い、発注者の校了をもって印刷に着手するものとする。

（広告の募集等）

第3条 子育てガイドに掲載する広告の仕様及び内容は、法令及び「新潟県柏崎市ホームページに掲載する広告の取扱いに関する規程 第3条」の内容を満たすものとする。

2 受注者は、広告主を募るに当たって、協働を基本に発注者と協力し、地域事業者に対し十分な説明を行い、広告の販売を行うものとする。また発注者は、地域団体や有力企業等に対し協力要請を行い、受注者の支援を行うものとする。

3 受注者は、広告募集活動において、事前に発注者の承諾を得た上で発注者の市章等を使用することができる。

（子育てガイドの発行に関する責任）

第4条 発注者及び受注者は、子育てガイドの発行に関し、第三者からの苦情及び何らかの問題（以下「苦情等」という。）が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応するものとする。

2 発注者は、受注者に提供した情報に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。

3 受注者は、広告主に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。

（発行の見直し等）

第5条 子育てガイドは、協働を基本として実施するが、社会情勢の変動や発注者又は受注者の責めに帰する理由により、その発行に不適切な事情が生じた場合には、発注者及び受注者が協議の上、発行の全部又は一部を中止することができる。

(電子書籍等への転用)

第6条 子育てガイドに掲載された情報について、利用者の利便性の向上を推進するため、発注者又は受注者に関連するWEB環境を用いた電子書籍等へ転用することができるものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第7条 受注者は、本協定により生ずる権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の帰属)

第8条 発注者が提供する行政情報等は、すべて発注者に帰属し、受注者が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、発注者の許可を得るものとする。また、受注者が制作する情報や広告は、受注者に帰属し、発注者が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、受注者の許可を得るものとする。ただし、第6条に関連する場合は手続きを省略するものとする。

(機密の保持)

第9条 発注者及び受注者は、本協定の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。協定期間が終了した後も同様とする。

(協定の期間)

第10条 協定の期間は、協定の日から令和11年(2029年)3月31日までとする。(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約とする。)

(協定の解約)

第11条 発注者又は受注者は、協定期間内であっても、解約希望日の3か月前までに相手方に書面で通知し、双方合意の上で、本協定を解約することができる。

(その他)

第12条 子育てガイドは、発注者及び受注者の信義誠実を基本として発行するが、本協定に関し疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上各自1通を保有する。

令和8年(2026年) 月 日

発注者 新潟県柏崎市日石町2番1号
柏崎市長 櫻井雅浩

受注者 ●●●●
●●●●
●●●●